

- ☐ 商品売買契約とは別に、保守約款、保守オプション約款、プライバシーポリシーに同意の上、保守契約に申し込む。
- ☐ 保守契約は申し込まない。

SNS (I) コンテンツパック (S)

保守契約書

甲は、売買契約とは別途、任意で保守会社（丁）との間で導入商品の保守契約（本契約書で「保守契約」という。）を、以下のとおり締結する。

基本保守契約及びオプション契約・各種割引サービス 概要

保守契約書にて□に✓にて申込み

【基本契約内容】

・基本保守契約については保守契約書をご確認ください。・付帯サービス（チャットボットなど）については、別途定めがない場合、保守約款の規定が準用されます。付帯サービスの不具合、第三者サービスに起因するトラブルおよび提供するサービスの正確性、確実性、有用性及適切性について当社は一切の責任を負えません。また予告なくサービスの変更、終了する場合があります。

【基本保守契約】◎

<サポート>

コールセンターにおけるお電話またはメールで以下のサービスにサポートを行います（平日9:00～18:00）

<Instagram更新代行>※動画編集1回/月

対象アカウントでのフィード投稿内容を1コンテンツ/月までの更新

※投稿対象コンテンツは、保守対象となる動画が対象となります。

ご要望により、簡易編集（テキスト・ナレーション編集、画像差替え）を月1回行えます。

※動画再撮影、構成変更は別途有償となります。

<Instagram広告設定・管理、広告運用代行>

広告対象にかかる基本設定及び類似オーディエンスの設定及び調整

お客様が設定したInstagram広告の運用予算に対し、投稿コンテンツを用いた広告出稿の代行を行います。

■サービス提供開始日：保守契約開始日（広告運用は保守契約日より2営業日程度後）

■中途解約：毎月20日迄の当社所定の解約書面の受領によって、翌月末日が解約日となります。また、所定の違約金が必要となります。

■注意事項■

※本サービスの提供について、Instagramのアカウントを利用するサービスについては、保守契約約款の他、保守オプション約款集記載の「Instagram運用代行サービス利用規約」が適用されます。

※広告の出稿は、お客様にて広告出稿の手続き（予算の設定・及びMeta社に対するお支払）をされた場合のみ出稿されます。出稿の有無により保守料金が変動することはありません。また、広告出稿について、月額料金のみとなり、別途委託手数料等のお支払いは不要です。

※本書記載の広告予算予定額は当社に支払う費用ではありません。また、広告予算予定額はお客様にて変更が可能です。

本サービスは、利用者の事業及びプラットフォームにおける集客、売上等、効果を保証するサービスではありません。

※各社の提供サービス、規約の変更、ツールの仕様変更により、本サービスの変更や、提供を中止することがあります。

※本サービスは、複数のサービスをまとめたサービスであり、個別サービスの事情により料金が変動することはありません。

・「Instagram」「Instagramのロゴ」は、Meta Platforms.incの登録商標または商標です。

【オプション契約】

オプション約款や以下に特段の規定がない事項については、保守約款が準用されます。なお、各オプション単体でのご契約はできません。

※「☆」マークのあるオプションは、対象商品によりお申込みできない場合があります。詳細は担当者にご確認ください。

なお、対象商品外でお申込みの記載がある場合、自動的に無効とさせていただきます。

各種割引

長期契約割引 （保守契約締結時の同時申し込み）	・保守契約を契約書上の契約期間継続することを条件にした割引サービスです。 ・中途解約時、契約当初に遡って解消されます。 ・契約期間満了後は自動更新なく割引サービスは終了致します。
----------------------------	---

補足

●保守約款または保守オプション約款集の変更については、当社HPでの公表をもっての通知を基本とします。お渡ししている契約のしおり、もしくは保守契約書に当社HPのURLを記載しておりますのでそちらをご確認ください。公表時点をもって通知したものとします。

●保守契約満期後の各種割引について

割引項目	満期後の割引の取扱
長期契約割引 基本保守セット割引	適用終了（通常料金で自動更新となります）
—	—

上記に定義のない保守業務・サービスは、実施されません。（但し、別途有料で請け負うことができるサービスもございます。）

特段の定めのない限り、全てのサービスの契約期間は保守契約期間と同じであり、同期間内の中途解約はできません。

但し、已むを得ない事情により中途解約する場合には、保守約款記載の所定の手続の履践、及び、下記の違約金の支払いが必要となります。

なお、違約金の計算における「基本保守契約」とは、当初お申込時にお申込みされたオプション契約を除く契約をいいます。

基本保守契約 違約金 = (契約期間×割引前 基本保守契約月額) - 既払金

支払方法
◎印のサービスをお申込みの場合、保守契約の全料金はクレジットカードでのお支払となり、クレジットカードのご利用ができない場合、又は◎サービスをお申込みでない場合は、別途集金代行(口座引落)によるお支払いとなります。 ・商品の納品月は月額料金が発生しません。納品月の翌月1日より料金が発生します。保守業務に関する料金は、当該料金に消費税を加算した金額です。 ・消費税率の変更等が有った場合は別途見直されるものとします。 ※利用月分を当月にお支払いいただきます。集金代行のお申込が書類による場合、初回のご請求はコンビニ払いとなります。(初回期日までのお支払いにつき手数料は当社で負担します。) ※(追)マークのサービスは、月額料金と別途に料金が発生します。当該料金は、ご利用月(ご購入月)以降その翌々月迄の当社指定月に保守約款に準じた方法でのお支払になります。

保守・サービス名	保守割引サービス名
基本保守契約	長期契約割引【基本保守契約申込時適用】
その他	その他